

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月26日

（目的）

第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - 埼玉県知事又はその指名する者
 - さいたま市長又はその指名する者
 - 鴻巣市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - 埼玉県タクシー協会 会長
 - 大宮自動車有限会社 代表取締役
 - 株式会社ツバメタクシー 代表取締役
 - ツルヤ交通株式会社 代表取締役
 - 長谷川タクシー有限会社 常務取締役
 - 第三交通株式会社 代表取締役
 - 埼玉県個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
 - 交通労連埼玉交通運輸労働組合を代表する者
 - 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民
 - さいたま商工会議所 専務理事
 - 鴻巣市商工会 会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
 - 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
 - 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
 - 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画室 企画調整課長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計11個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

10 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月26日

（目的）

第1条 埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県南西部交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 地域計画の作成
- 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - 協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - 埼玉県知事又はその指名する者
 - 川越市長又はその指名する者
 - 志木市長又はその指名する者
 - 鶴ヶ島市長又はその指名する者
 - 新座市長又はその指名する者
 - 越生町長又はその指名する者
 - ときがわ町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - 埼玉県タクシー協会 会長
 - 有限会社志木合同タクシー 代表取締役
 - 緑交通株式会社 代表取締役
 - 株式会社越生タクシー 代表取締役
 - 川越乗用自動車株式会社 代表取締役
 - 有限会社小川観光タクシー 代表取締役
 - 西武ハイヤー株式会社 業務部長
 - 埼玉県個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - 全国自動車交通労働組合埼玉地方連合会を代表する者
 - 全国自動車交通労働組合総連合会埼玉地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民
 - 川越商工会議所 専務理事
 - 朝霞市商工会 環境サービス部長
 - 社団法人小江戸川越観光協会 会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
 - 埼玉県警察本部 交通部 交通規制課長
 - 埼玉県警察本部 交通部 交通指導課長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、法第8条2項に掲げる協議会の構成員においては、行政機関毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局埼玉運輸支局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

10 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法」

制定の背景と協議会の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)とは？

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

特定地域の指定等

- 国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定
(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

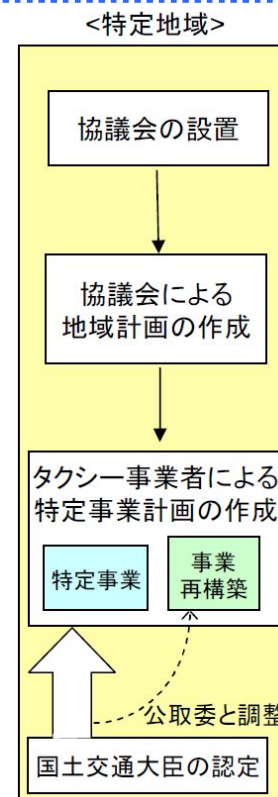
- 特定地域において、地域のタクシー事業者の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる。
地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化推進に関する基本方針(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

特定事業計画の作成

- 特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けすることができる。
- 特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

特定地域における道路運送法の特例

- 特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



資料) 国土交通省

特措法制定の背景

タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要: 輸送人員の長期的な減少

タクシー供給: H14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による参入規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争へ。

諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・サービスの質の低下
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化
- ・法令違反、事故件数の増加 等...

タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き: 平成18年8月に東京地区のタクシー運賃改定申請がなされ、物価安定政策会議における審議が開始したが、その中で、タクシー事業のあり方に関する問題提起がなされた。これを契機として、国交省の「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置された

業界団体の動き: 全タク連第三者委員会「安全・安全なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」設置、署名活動等の実施 等...

特措法制定の経緯

H14.2	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律施行 参入規制の撤廃
H18.6	長野A, B地区、大分が運賃改定申請 (H19.4実施)
H18.8	東京特別区、武蔵野、三鷹地区が運賃改定申請
H19.12	同地区の運賃改定実施 国土交通大臣から「運賃改定を契機として提起されたタクシー事業を巡る諸問題について」諮問 以下の交政審WG設置
H20.2	交通政策審議会「第1回タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」 (以下、交政審WG)開催
H20.3	全タク連「第1回安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」 (以下、全タク連第三者委員会)開催
H20.7	第8回交政審WGにおいて中間報告 利用者ニーズに合致したサービス提供、供給過剰への対策、過度な運賃競争への対策等が盛り込まれる 特定特別監視地域の指定 (全国109営業区域)
H20.9	規制改革会議公開討論会 「リーマンショック」を契機に世界同時不況へ
H20.11	全タク連第三者委員会による「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度に対する提言」
H20.12	全タク連、全個連、労働4団体が「適正台数、同一地域同一運賃」を求めた署名・要請文を国土交通大臣、自民党、民主党等に提出 交政審WGによる答申を国土交通大臣に提出
H21.2	特措法が閣議決定
H21.6	衆議院本会議、参議院本会議において全会一致(反対票ゼロ)で可決 特措法 公布
H21.10	特措法 施行

協議会設置の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法より

関係者相互の連携及び協力について

第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

協議会の設置について

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者

協議会とは

基本的な考え方

協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。

地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

構成員

地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。

また、協議事項に係る関係行政機関(都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など)の参画を得ることも重要。

記載事項に関する留意事項

協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意志決定の方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

埼玉のタクシー業界の状況

埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会 資料

平成21年11月26日

タクシー事業の現況

1 . 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）とは・・・

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である。

一般タクシー

流し、駅待ち及び無線等により利用者の対応をするタクシー



個人タクシー

優秀適格者のみ許可され、高水準のサービスを提供するタクシー



乗合タクシー

乗合バス等では対応が困難な地域や時間帯等において足の確保を行うタクシー・デマンドタクシー等



観光タクシー

定まっている観光ルートを低運賃にて周遊することができるタクシー



福祉タクシー

身体障害者及び高齢者等のニーズにあわせ、車イスや寝台のまま乗ることができるタクシー



2. タクシー事業に関する現行制度の概要

参入面等

新規参入(営業区域ごとの許可)

- ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査(例:車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等)
- ・事業を適確に遂行するに足る能力の審査(例:資金計画、法令知識、損害賠償能力、最低保有車両数等)
- ・欠格事由(過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等)に該当しないこと

事業計画の変更(営業区域の拡大等:認可、増車・減車等:事前届出)

著しく供給過剰となった場合の緊急調整措置(新規参入、増車を停止) ただし、減車を促す仕組みはない

運賃面

認可制(運用として上限規制)

- ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないこと(総括原価主義)
- ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ・他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

事業運営面

組織体制

- ・運行管理者の選任
- ・整備管理者の選任
- ・運輸安全マネジメントの実施

運転者

- ・運転者の選任に当たっての諸規制(研修の義務付けなど)

運行

- ・点呼の義務付け
- ・運転者の拘束時間の制限
- ・運行記録計による速度等の記録義務付け

輸送サービス

- ・運送約款(認可制・標準約款制)
- ・区域外運送の禁止(発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止)

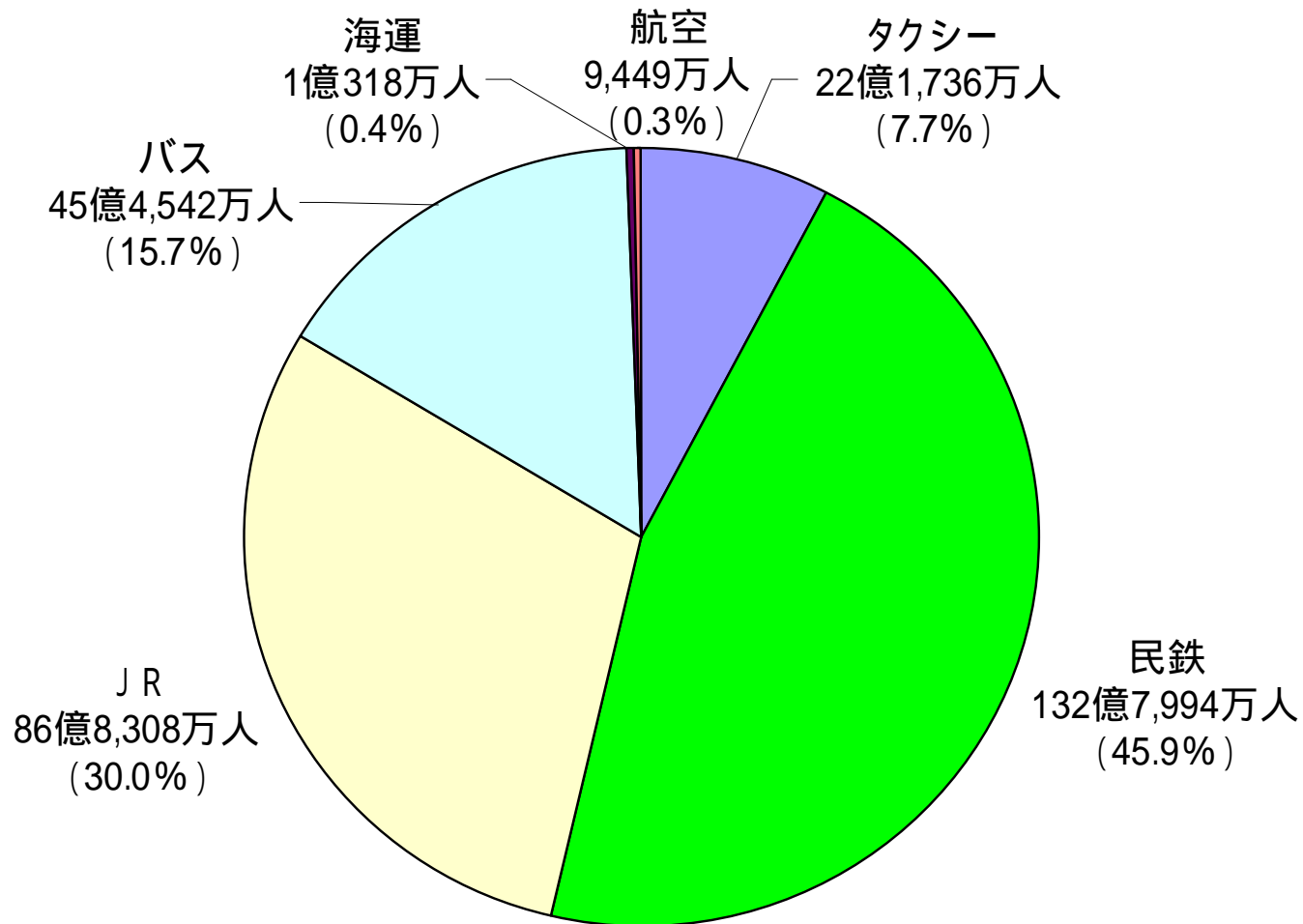
運送引受義務

タクシー事業者は一定の場合(公序良俗に反する場合、天災の場合等)を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

タクシー業務適正化特別措置法に基づく措置

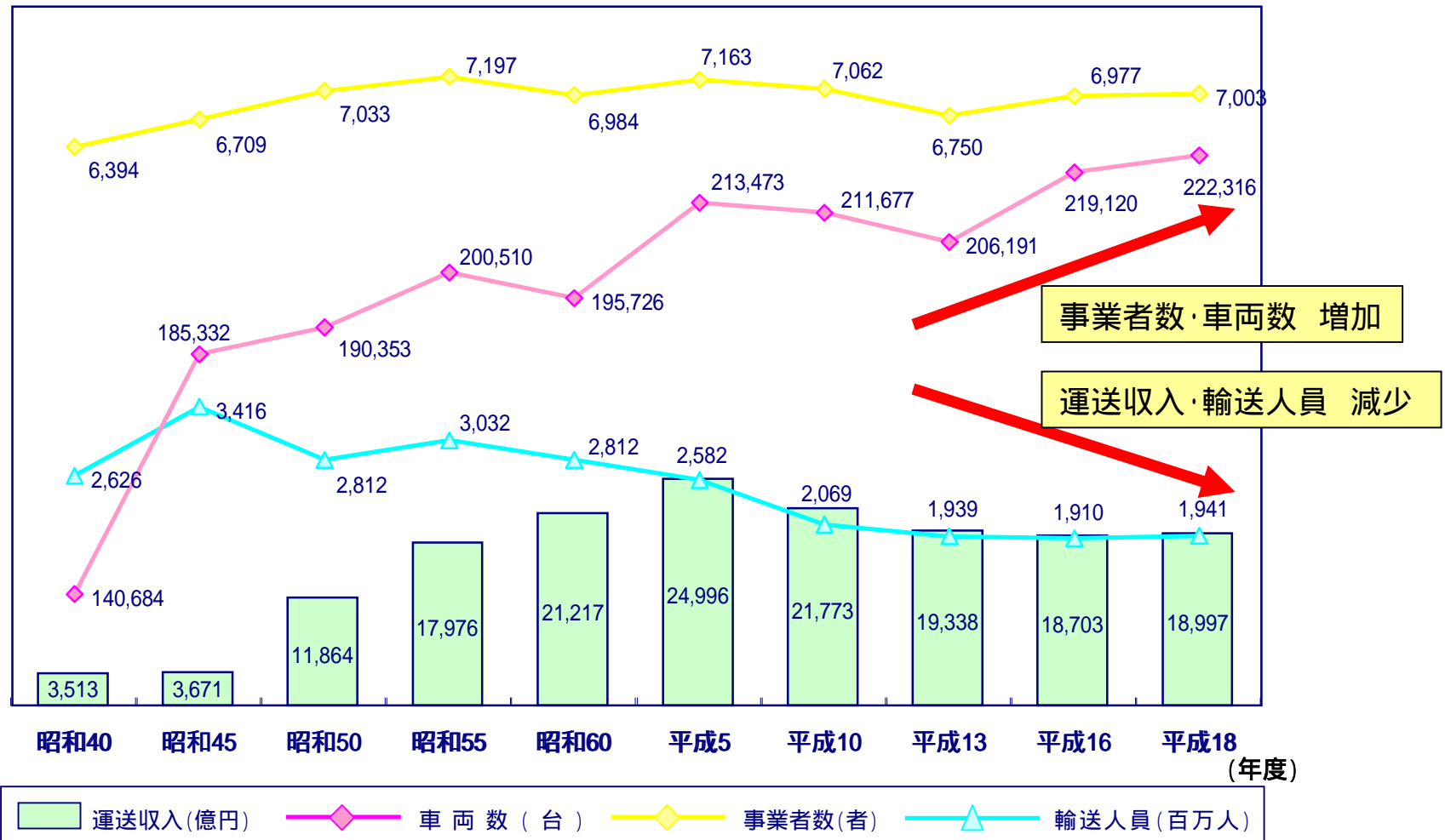
東京地区・大阪地区・政令市の一定地域(指定地域)では、地理試験に合格するなど一定の要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた者でなければタクシーの運転者として乗務させてはならない。

3 . 各輸送機関の輸送人員（平成17年度）



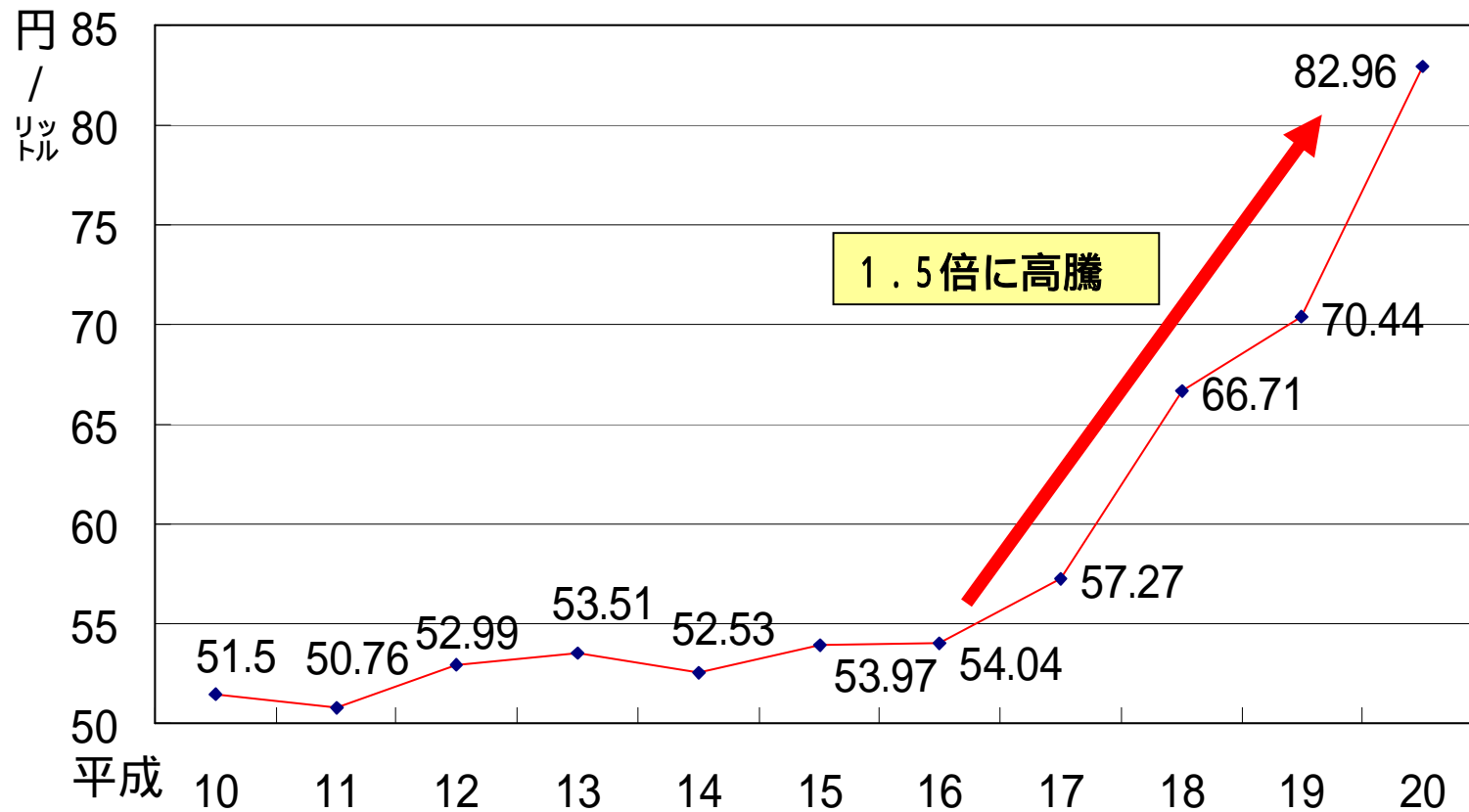
資料: 陸運統計要覧

4. 全国法人タクシーの事業者数、車両台数、輸送人員、運送収入の推移



国土交通省調べ。ただし平成16年度17年度は「ハイヤー・タクシー年鑑」各年版
平成13年度よりハイヤー及び福祉限定事業者を除く

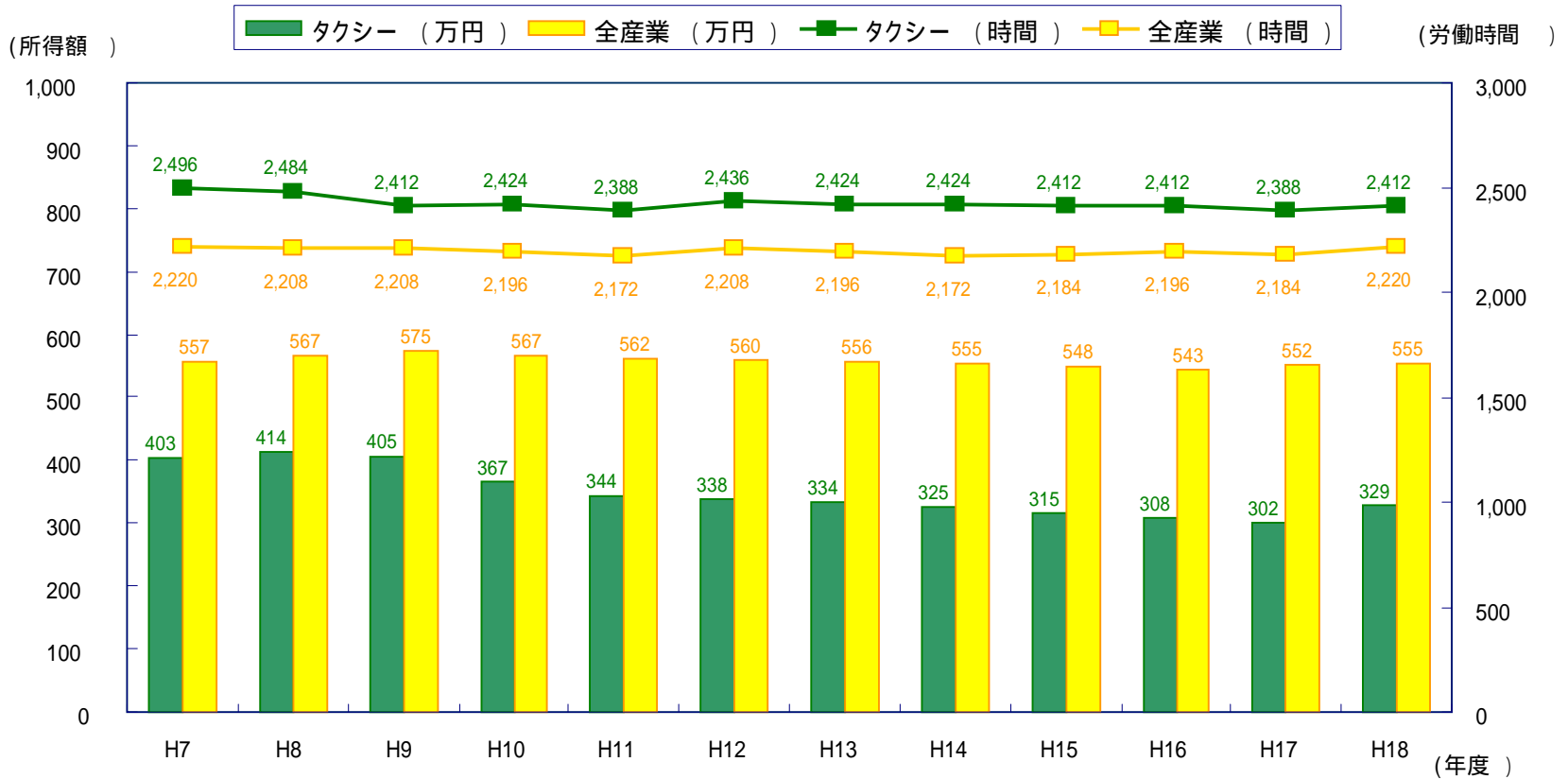
5. LPG価格の推移



平成	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
円/リットル	51.5	50.76	52.99	53.51	52.53	53.97	54.04	57.27	66.71	70.44	82.96

資料: 資源エネルギー庁調べ

6. タクシー運転者と全産業労働者の年間所得及び年間労働時間の推移



タクシー運転手と全産業労働者の平均年齢の推移(年度)

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
タクシー	50.5	50.8	51.3	51.7	52.0	52.3	52.9	53.2	53.8	54.2	54.9	55.3
全産業	40.1	40.3	40.5	40.4	40.6	40.8	40.9	41.1	41.2	41.3	41.6	41.8

年間所得が全産業よりも低水準であるが、さらに悪化傾向にあり、他産業との格差が拡大している。また、労働時間は全産業を上回っており、さらに長時間化の傾向も見られる。

埼玉のタクシ－事業の現況

埼玉県南西部交通圏タクシ－特定地域協議会

7. 埼玉県内の事業者数・車両数

	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計	ハイヤー	
	事業者数	車両数			事業者数	車両数
平成21年6月末	212 (58)	6,630 (1,739)	206 (35)	6,836 (1,774)	6 (0)	19 (0)
平成14年1月末	189 (53)	6,152 (1,616)	128 (3)	6,280 (1,619)	0 (0)	0 (0)

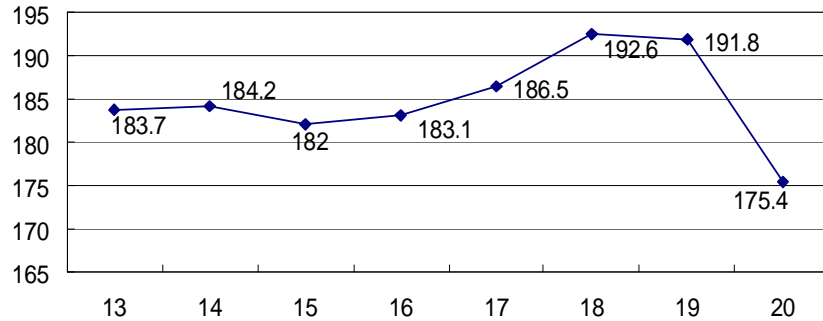
()内は県南西部交通圏の統計



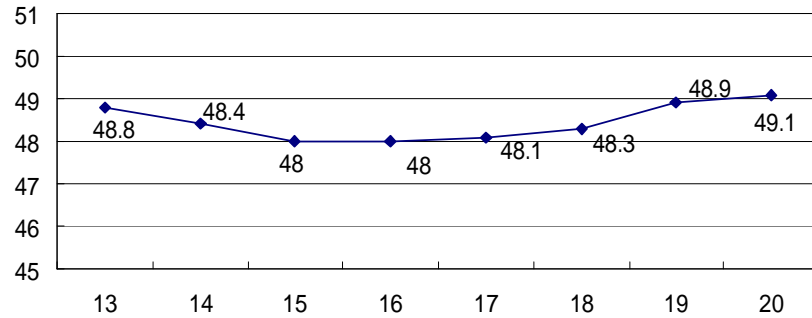
資料: 埼玉運輸支局調べ

8. 埼玉県 法人タクシーの輸送実績の推移

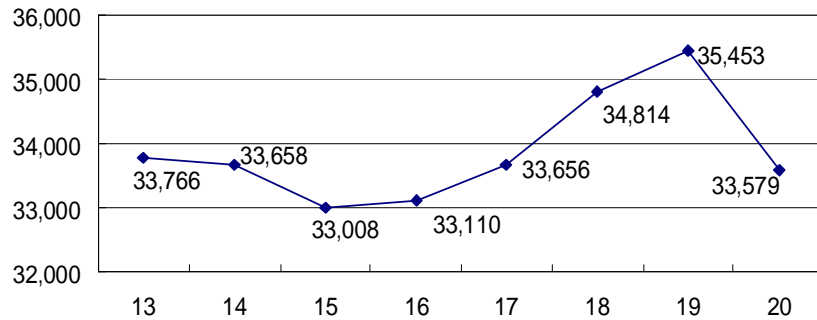
【走行キロ(km)(1日あたり)】



【実車率(%)】

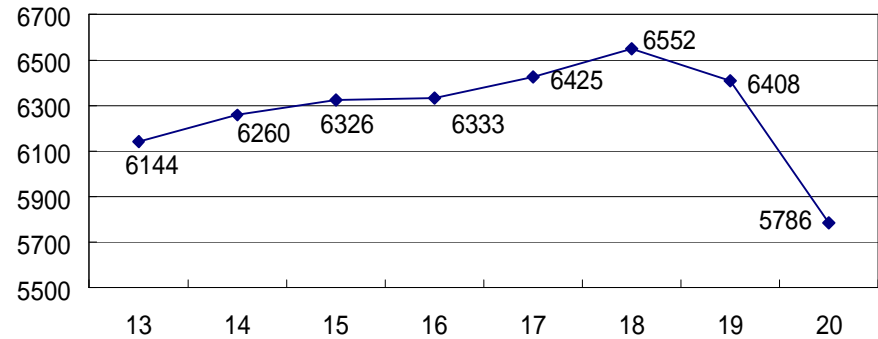


【運送収入(円)(1日あたり)】

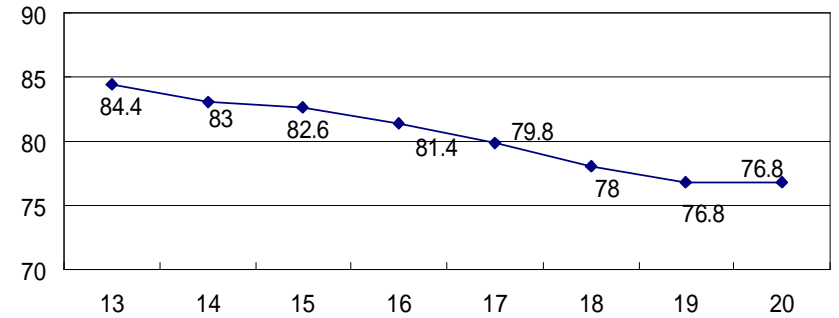


平成

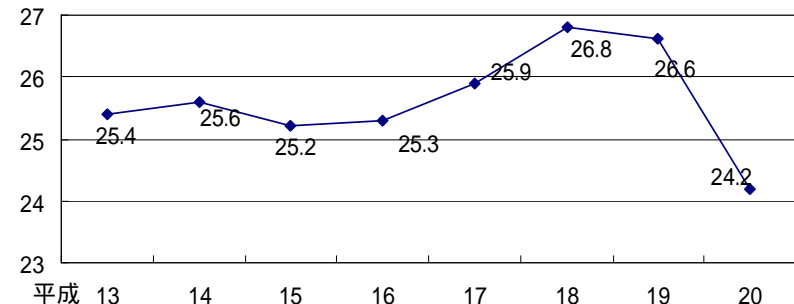
【輸送人員(万人)】



【実働率(%)】



【輸送回数(1日あたり)】

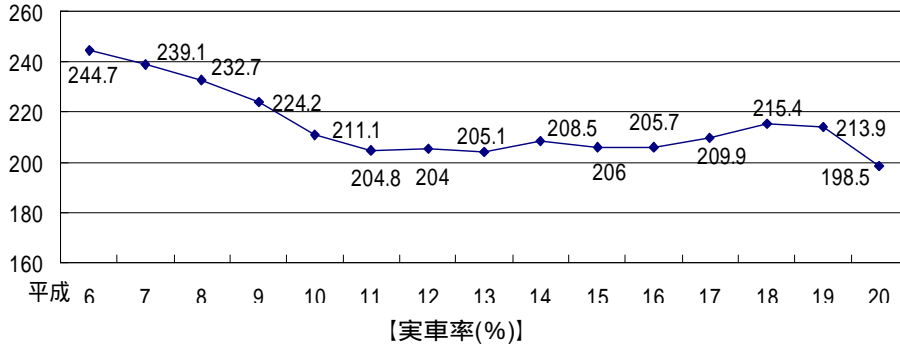


平成

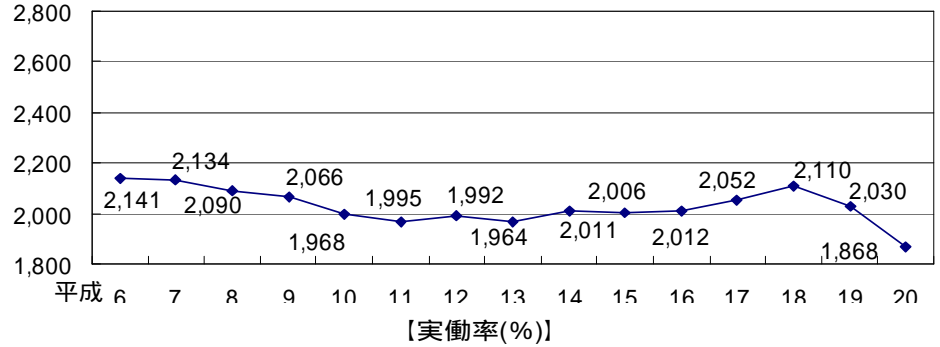
資料:埼玉調べ

9. 埼玉県南西部交通圏 法人タクシーの輸送実績の推移

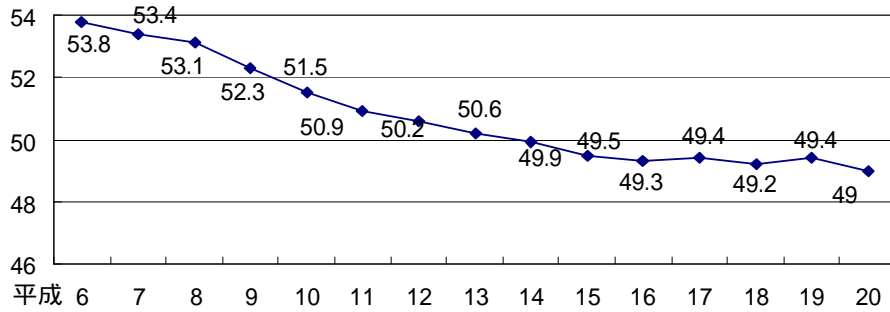
【走行キロ(km)(1日あたり)】



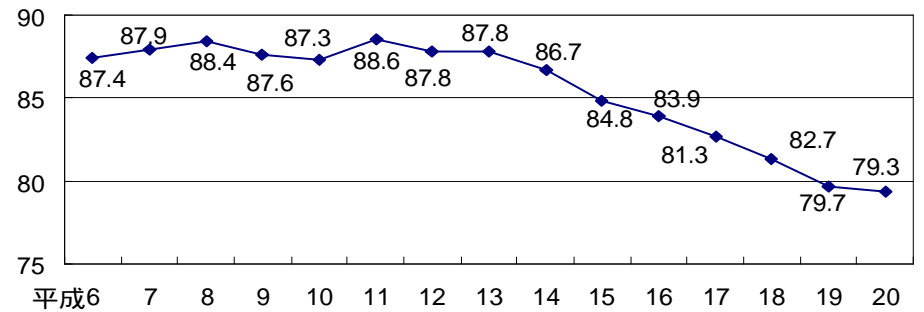
【輸送人員(万人)】



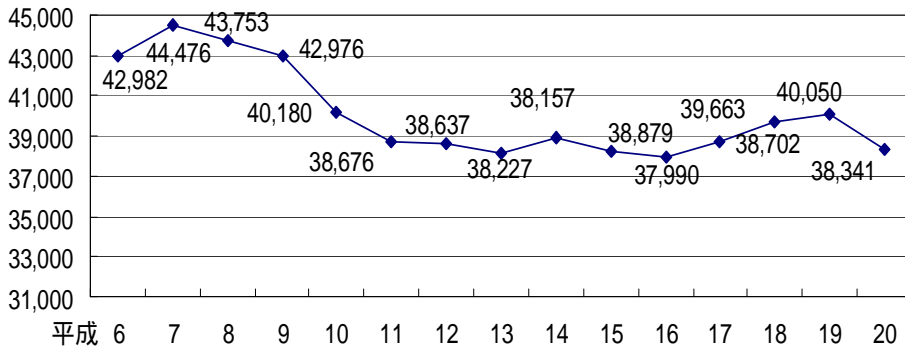
【実車率(%)】



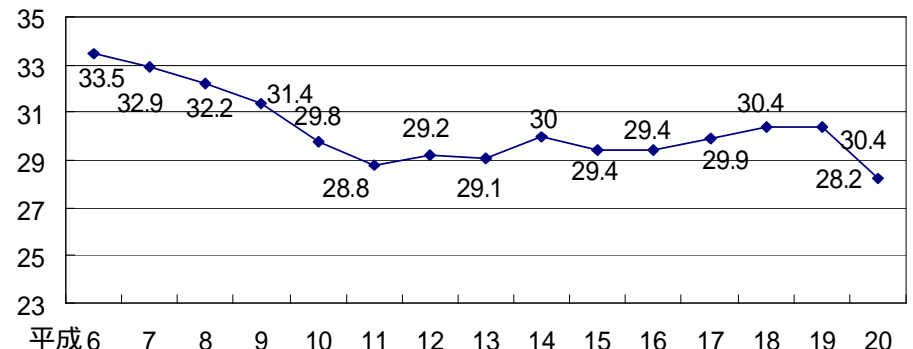
【実働率(%)】



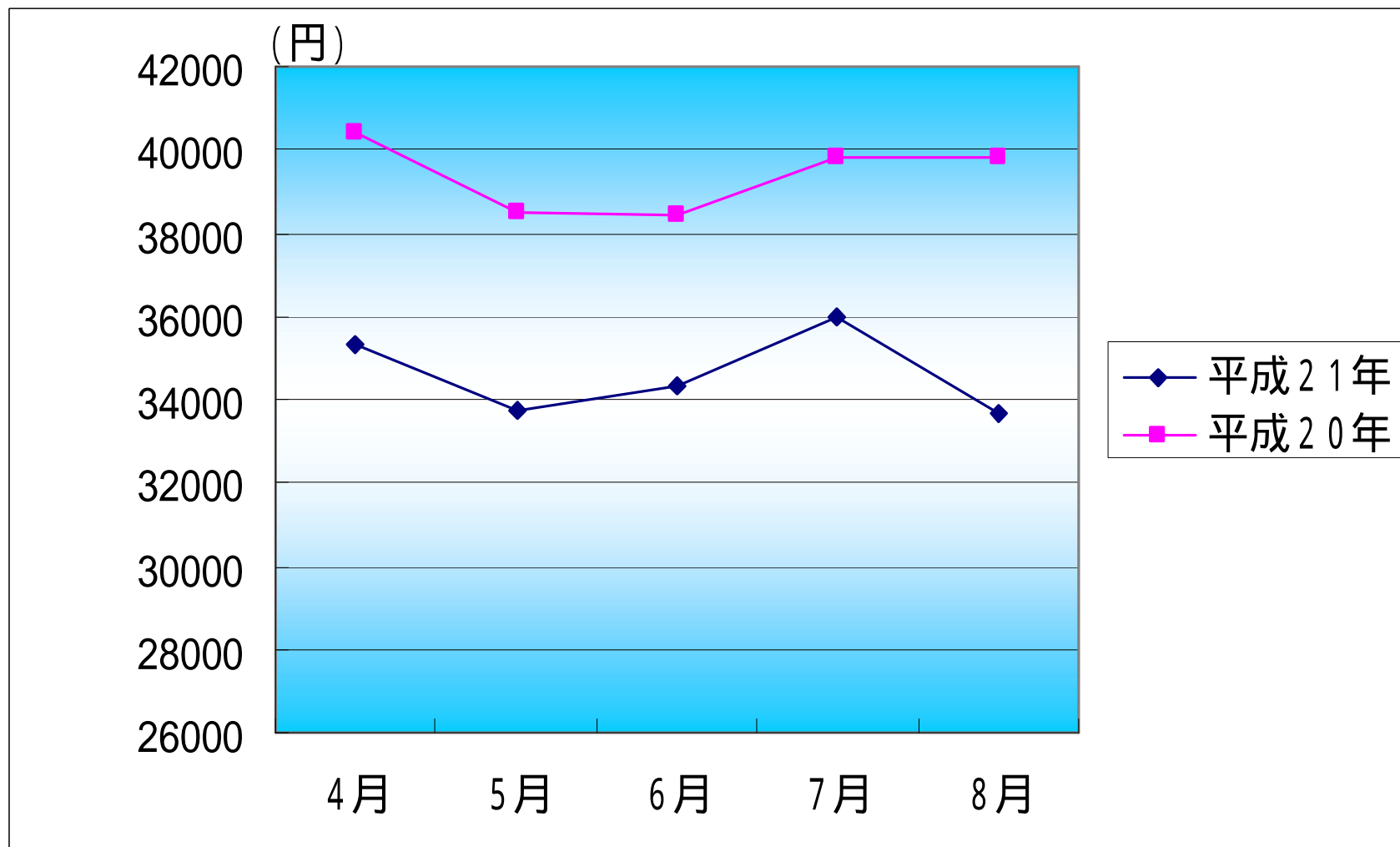
【運送収入(円)(1日あたり)】



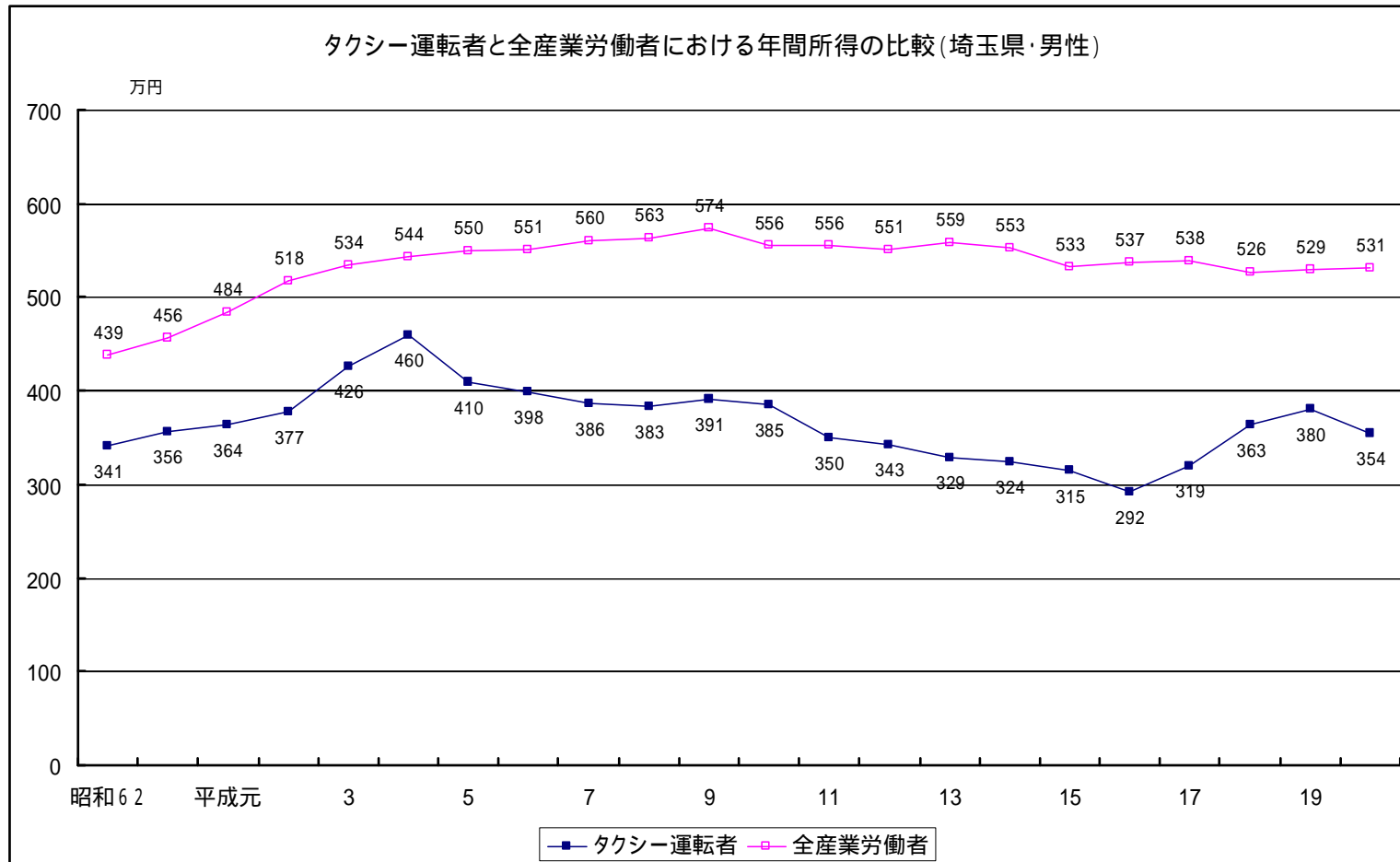
【輸送回数(1日あたり)】



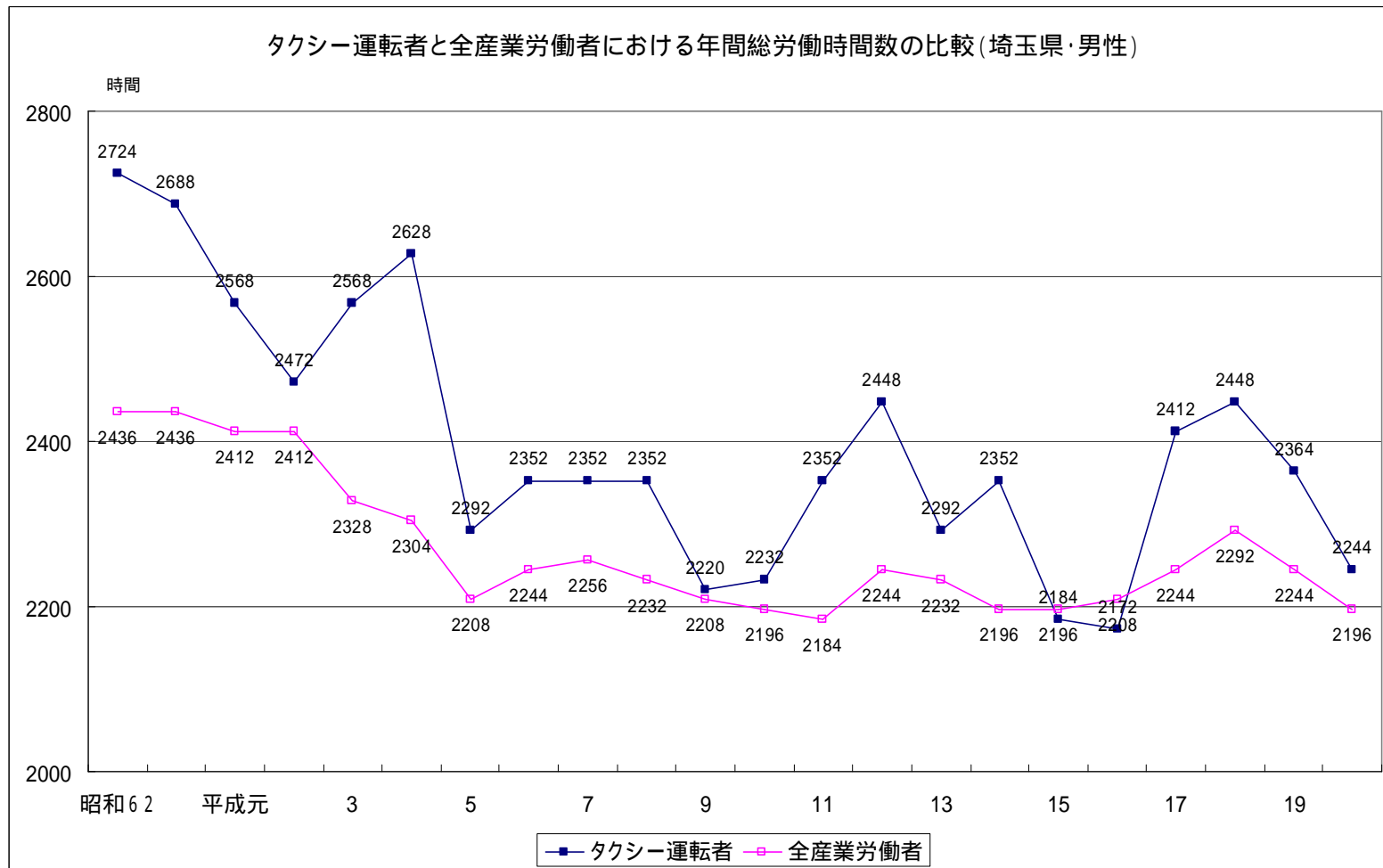
10 . 埼玉県南西部交通圏の1日1台あたりの運送収入の最近の推移



1 1 . タクシー運転者と全産業労働者における年間所得の比較(埼玉県・男性)



12. タクシー運転者と全産業労働者における年間総労働時間数の比較(埼玉県・男性)



タクシー業界の経営効率化・合理化への取組
(県南中央交通圏及び県南西部交通圏)

1. 効率化、合理化への取り組み

①無線配車の効率化

従来のAVMシステムに加え、GPSを利用した配車システムや、最近では無線のデジタル化などにより無線配車の効率化を進め、平均配車受付時間の短縮など、きめ細かなサービスを提供している。

■無線車両の導入状況

[平成20年度]

交通圏名	車両数	無線車両	GPS車両	デジタル車両
県南中央交通圏	2,574	2,517	1,852	855
県南西部交通圏	1,717	1,717	1,184	501

②運行管理の徹底

最近のデジタル運行記録計の開発により、データに基づいて的確かつ迅速な教育指導を実施するなど運行管理の充実と強化を図ることが可能となった。又、ドライブレコーダー等の導入により、事故後の対応の効率化が図られるとともに、安全教育等にも活用されている。

■ドライブレコーダーの導入状況

	事業者	ドライブレコーダー導入会社
県南中央交通圏	63	21
県南西部交通圏	56	18

③環境対策

タクシーは燃料にLPGを使用し、ガソリン車と比較して、従来エコカーとして認知されている処であるが、国の低燃費LPGタクシー車両導入補助制度により、なお一層の環境に優しい車両導入を心掛けるとともにアイドリングストップなどにより、温室効果ガスを少しでも減少できるよう努力している。

又、グリーン経営認証の取得などにより環境負荷の少ない事業運営による経費の削減を行い、経営の合理化に努めている。

2. サービス・安全向上への取り組み

① 埼玉県タクシー協会登録センターによる取組

平成20年6月13日より、タクシー業務適正化特別措置法に基づいて埼玉県県南中央交通圏に事業所のあるタクシー運転者の登録及び指導教育等を行い、輸送の利便性と安全性を確保する目的として、業務を推進している。又、県南中央交通圏以外の事業者についても、各社の同意を得た登録と新任乗務員の指導教育等を行なっている。

② 禁煙タクシーの導入

平成20年1月7日よりタクシー車両禁煙化を実現した。

③ 身体障害者手帳及び療育手帳を提示することによる運賃の割引制度

平成2年11月より身体障害者手帳の提示による運賃の1割引

平成4年11月より療育手帳の提示による運賃の1割引

④ 運転免許返納者割引制度の導入

高齢化社会を迎え、運転免許を取得した方で、加齢で視力・聴力・注意力等身体の衰えに伴い、高齢者の交通事故が増えているのをふまえ、事故防止の一環として各社で導入中。

⑤ 便利屋タクシーの導入

通常の運送サービスに加えて、利用者からの要請により買い物・忘れ物の届け・病院の薬の受取り等のサービスを提供したり、近年のカード社会に対応すべく、デビットカード、クレジットカード等の端末を設定し、サービス向上を目指してしる。

3. 社会的貢献等の取り組み

防犯等への協力

① 「タクシー無線通報システム」

重要事件発生時、タクシー会社と警察本部通信指令課との回線を活用し、県警察からの事件情報に基づき、県内津々浦々まで稼働するタクシー車両に事件情報を提供し、犯人逮捕、捜査に通報協力する。

② 「タクシーこども110番」

犯罪弱者対象である、特に、こども犯罪に対し「見守る目」として活動し、事件に巻き込まれるおそれのある子供に対し、事件情報を提供し、又保護し、こども110番として警察への通報(連絡)協力を行なう。

③ 「コンビニタクシー相互協力協定」

深夜稼働しているコンビニエンスストアとタクシーが相互に協力し、「お互いを見守る」活動として、双方を対象とした犯罪被害の未然防止を図り、併せてコンビニ従事者、タクシー乗務員の防犯意識の高揚と、犯罪のない明るい地域社会への貢献を目的とする。

④ 「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」

県内において、廃棄物の不法投棄を発見した場合、自治体への情報を提供し、不法投棄を「早期に発見、早期対応」を図り、県民の生活環境の保全を図る。

適正と考えられる車両数の算定について

(埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会)

需要量の算定

次式により推定。

需要量

= 平成 2 0 年度の総実車キロ × 2 0 年度の総実車キロの対前年度比

適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

適正と考えられる車両数

= 需要量 ÷ (過去 5 年間の平均総走行キロ × 平成 1 3 年度の実車率 ÷ 過去 5 年間の平均延実働車両数)
 ÷ 3 6 5 ÷ 実働率 ()

実働率については、「 9 0 % 」、「平成 1 3 年度実績値 (8 8 %)」及び「 8 0 %」を適用してそれぞれ算出

実働率「 9 0 %」を適用した場合	<u>算定結果 約 1 , 3 0 0 両</u>
実働率「平成 1 3 年度実績値 (8 8 %)」を適用した場合 . . .	<u>算定結果 約 1 , 3 5 0 両</u>
実働率「 8 0 %」を適用した場合	<u>算定結果 約 1 , 4 5 0 両</u>

参 考

平成 2 1 年 7 月 1 7 日現在の車両数 1 , 7 3 9 両

平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在の車両数 1 , 6 8 7 両

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法」

地域計画

地域計画の基本的な考え方

- 地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。
- 地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

地域計画で定めるべき事項

①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

- 協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。
- タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

②地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。

- 1)タクシーサービスの活性化
- 2)事業経営の活性化、効率化
- 3)タクシー運転者の労働条件の悪化の防止改善・向上
- 4)タクシー事業の構造的要因への対応、
- 5)交通問題、環境問題、都市問題の改善、
- 6)供給抑制
- 7)過度な運賃競争への対策

③地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

【特定事業とは】

- 1)利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- 2)情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- 3)利用者の利便の増進に資する乗場の設置及び運営
- 4)事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- 5)事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- 6)利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための体制の整備
- 7)他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資する措置の実施
- 8)事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- 9)低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- 10)事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- 11)利用者の需要に対応したサービスの提供
- 12)利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- 13)輸送需要に関する調査の実施

④ ①②③で定める事項のほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項